

じぶん銀行FX取引にあたっての交付書面

じぶん銀行FX各種書面

- じぶん銀行FXの注意喚起文書 …… P.2
- じぶん銀行FX契約締結前交付書面 …… P.3
- じぶん銀行FXご利用規約 …… P.25
- じぶん銀行FXの取引ルールについて …… P.36
- じぶん銀行FXの個人情報取扱について …… P.47
- じぶん銀行FXアプリご利用規約 …… P.48

確認書

- じぶん銀行FX(店頭外国為替証拠金取引)の確認書 …… P.51

個人番号（マイナンバー）のお届けにあたっての交付書面

- 個人番号（マイナンバー）のお届けにあたっての説明書面 …… P.54

じぶん銀行 FX(店頭外国為替証拠金取引)の注意喚起文書

○本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客さまより事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※本取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客さまの要請によるものであることを改めてご確認ください。

○また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客さまの勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

○本取引の内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申出ください。なお、本取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

○当社の苦情処理措置および紛争解決措置

【一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室】

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター】

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客さまの場合
- ・勧誘の日前1年間に、2回以上の取引をいただいたお客さまおよび勧誘の日
に未決済の残高をお持ちのお客さまの場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）

契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき交付するものです。

2025年2月

au じぶん銀行株式会社

この書面には、お客さまにじぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。

この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、お取引ください。ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

- じぶん銀行 FX とは、一定額の「証拠金」を預けて、投資金額に比べて大きな金額の「外国為替」を売買できる「取引」です（外貨預金とは異なります）。
- じぶん銀行 FX は、お客さまと当社との相対取引です（金融商品取引所取引ではありません）。
- じぶん銀行 FX において、当社が提示する売値と買値の間には差額（スプレッド）があります。
- じぶん銀行 FX は、取引金額がお客さまの預託しなければならない証拠金の額に比べて大きい額となっており、投資額以上の損失が生じる可能性があります。従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、この書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分な研究を行うとともに、投資者であるお客さま自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目次

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について	6
じぶん銀行 FX の仕組みについて	8
・取引の方法	8
・注文の種類と約定方法	10
・証拠金	13
・決済に伴う金銭の授受	14
・取引価格生成、配信の停止・再開、配信再開時について	15
・約定訂正・取消し	15
・益金に係る税金	16
・契約の終了事由	16
じぶん銀行 FX の手続きについて	16
「店頭外国為替証拠金取引行為」に関する禁止行為	18
じぶん銀行 FX に関する主要な用語	20

本説明書は、登録金融機関が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客さまに交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について個人のお客さま向けに説明します。

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について

価格変動リスク

為替相場は日々変動するため、相場状況により損失が発生する可能性があります。また、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、相場状況によっては差入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

価格変動、金利変動による損失を限定するため、自動ロスカットルールを設けていますが、相場の急激な変動により預託証拠金を超える損失が生じるおそれがあります。相場の急激な変動により、売値と買値の差（スプレッド）が広がる等、意図した取引ができない可能性があります。

コンバージョンリスク

クロスカレンシー取引（自国通貨を含まない通貨ペアの取引）においては、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスクがあります。

金利変動リスク

取引を行っている 2 国間の通貨の金利が変動すること等により、保有する建玉のスワップポイントの受取額が減少する可能性、支払額が増加する可能性があります。また、取引を行っている 2 国間の通貨の金利水準が逆転した場合等は、それまでスワップポイントを受取っていた建玉で支払いが発生する可能性があります。

信用リスク

au じぶん銀行（以下「当社」という）はお客さまから預託を受けた証拠金を顧客区分管理信託にて、以下の信託先において、当社の固有財産とは明確に区分して管理することで当該資産の保全を図っておりますが、区分管理必要額の算定基準日と信託設定の日に時間差があることなどから、信託されるまでの間は信託口座の保全対象にはなりません。万一、当社の業務または財産の状況が悪化した場合、信託保全される前のお客さま資産等の返還が困難になり、お客さまが損失を被ることがあります。

<信託先> 三菱UFJ信託銀行株式会社 日証金信託銀行株式会社

カバー取引先のリスク

当社はお客さまの注文について、以下の会社とカバー取引を行っています。当社はお客さまの注文が約定すると同時に、マリー取引（同一通貨ペアの売りと買いを結びつけ為替変動リスクを相殺すること）を行わずに全ての注文をシステムによる自動発注にてカバー取引を行っています。じぶん銀行 FX のカバー取引先は一社のみであるため、当社またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化等により、カバー取引が停止することがあります。この場合、カバー取引はお客さまの約定と連動しているため、お客さまは取引を行うことができなくなり、その間の相場変動によって、預託した証拠金を上回る損失を被るおそれがあります。また、万が一お客さまの注文が約定したにもかかわらずカバー取引が行われなかった場合には、じぶん銀行 FX では他のカバー取引先が存在しないため、当社がお客さまの取引により生じる損失をカバー取引と相殺できない結果、当社の損失が拡大し、当社の財務状況が悪化することにより、お客さまの取引を継続できなくなるおそれがあります。

<カバー取引先>

三菱 UFJ e スマート証券株式会社

業務内容：金融商品取引業

監督を受ける当局：金融庁

流動性リスク

当社の通常の取引時間帯であっても、流動性の低い通貨の取引では、マーケット状況によって取引レートの提示が困難になる場合があります。また、通常流動性の高い通貨の取引でも、主要国の祝日やニューヨーククローズ間際、週初のオープン等、取引レート提示が困難になる場合もあります。

取引レートの提示が困難となった場合には、お客さまの意図する取引ができなくなる可能性があります。

システムリスク

当社またはお客さまの通信機器、通信回線、システム機器等に障害が発生した場合等には、取引の発注、執行が遅延または不可能になることがあり、不測の損失が発生する可能性があります。

税制、法律等の変更リスク

税制や法律等が将来変更され、実質的に不利益な影響を受ける可能性があります。

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）のコスト

＜取引手数料＞

0円

＜スプレッド＞

取引レート of 売値と買値には差（スプレッド）があります。

＜スワップポイント＞

スワップポイントは、ロールオーバーを行うことにより発生します。一般的に金利が高い通貨を売って金利が低い通貨を買うお取引の場合、お客さまはスワップポイントを支払う必要があり、金利が高い通貨を買って金利が低い通貨を売るお取引の場合、お客さまはスワップポイントを受け取ることができます。ただし、通貨間の金利が均衡している場合や通貨の需給等により、どちらの通貨を買っても、または売ってもスワップポイントを支払うこととなる場合があります。また、受取りも支払いも発生しない場合があります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。

クーリングオフ

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）は、お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

▼じぶん銀行 FX の仕組みについて

当社によるじぶん銀行 FX は、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

当社が取扱うじぶん銀行 FX の取引内容は次の通りです。

- a. 取引の対象は、米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、スイスフラン/円、NZドル/円、加ドル/円、ランド/円、トルコリラ/円、メキシコペソ/円、中国人民元/円、ノルウェークローネ/円、ポーランドズロチ/円、スウェーデンクローナ/円、香港ドル/円、シンガポールドル/円、チェココルナ/円、ハンガリーフォリント/円、ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZドル/米ドル、ユーロ/ポンド、ユーロ/豪ドル、ポンド/豪ドル、豪ドル/NZドル、米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、ポンド/スイスフラン、米ドル/加ドルです。
- b. 取引単位は、各通貨ペア共通で、取引コースごとに取引単位を、ミニ [1,000 通貨単位]、通常 [1 万通貨単位]、大口 [110 万通貨単位以上 10 万通貨単位] とします。ただし、

ランド/円、ハンガリーフォリント/円に限り、ミニ [1 万通貨単位]、通常 [10 万通貨単位]、大口は取扱なしとします。

- c. 呼び値の最小変動幅は、各通貨ペア共通で、0.1 pips [対円通貨=0.1 銭、非対円通貨=0.00001 通貨] となります。例えば、対円通貨ペアにおいて1取引の場合、ミニ [1000 通貨単位×0.1pips=1 円に相当]、通常 [1 万通貨単位×0.1pips=10 円に相当]、大口 [10 万通貨単位×0.1pips=100 円に相当] とします。ただし、ランド/円、ハンガリーフォリント/円に限り、ミニ [1 万通貨単位×0.1pips=10 円に相当]、通常 [10 万通貨単位×0.1pips=100 円に相当] とします。
- d. 当社が通貨ペアごとにアスク価格とビッド価格（アスク価格とビッド価格には差があります。）を同時に提示し、お客さまはアスク価格で買付け、ビッド価格で売付けることができます。当社がお客さまに提示する取引レートにつきましては、「☆取引価格生成、配信の停止・再開、配信再開時について」の箇所の記載をご参照ください。
- e. 建玉は、転売または買戻しすることで決済できます（通貨の受渡しは行いません）。
- f. 転売または買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰越します。
- g. ロールオーバーは、実質的には売付けた通貨を借入れ、買付けた通貨を預入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。各通貨ペアのスワップポイントは、通常、お客さまが受取る場合よりも、お客さまが支払う場合が大きくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- h. お客さまの証拠金維持率が当社所定の水準を割り込んだ場合、お客さまの全建玉を強制的に決済します。詳しくは、「☆証拠金」の「(5) ロスカットの取扱い」をご参照ください。ただし、相場が急激に変動した場合には、自動ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- i. 転売または買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売または買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が日本、通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。
- j. 取引時間

【月曜日】 午前 7 時 00 分～翌 6 時 50 分

（サマータイム：午前 7 時 00 分～翌 5 時 50 分）

【火曜日～金曜日】 午前 7 時 10 分～翌 6 時 50 分

（サマータイム：午前 6 時 10 分～翌 5 時 50 分）

※サマータイムの適用期間は、原則として 3 月第 2 日曜日から 11 月第 1 日曜日までとなります。

☆注文の種類と約定方法

○成行注文

当注文は、お客さまが注文価格を指定せずに行う注文で、お客さまの注文を当社システムで受け付けた順に執行します。約定価格は、実際にお客さまの注文を約定処理する時点において、お客さま向けに配信した価格を以って約定します。当注文を取引時間外に受け付けた場合には、取引時間開始後に執行します。

お客さまが当注文を行う場合、お客さまの発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客さま端末と当社システムの間での通信及び当社システムがお客さまの注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客さまにとって有利な場合もあれば、不利な場合もございます。

○ストリーミング注文

当注文は、お客さまが取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客さまの注文を当社で受注した時の配信価格が、お客さまの注文価格と一致するか、お客さまの注文価格より有利な場合には、当該受注した時の配信価格で約定します。一方、当該受注した時の配信価格が、お客さまの注文価格より不利な場合には、お客さまの注文は失効します。ただし、お客さまが発注時にスリッページ許容範囲を設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、当該不利な受注した時の配信価格で約定します。(スリッページ許容範囲の設定については、取引画面でご確認ください。)

以上の仕組みから、お客さまの注文時に画面に表示されている価格(=注文価格)と実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該相違は、お客さまにとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。(不利な場合については、お客さまが設定したスリッページ許容範囲以内に限定されます。)

当注文は、取引時間中のみ行うことができます。当注文は、受付順に約定します。また、当注文は、指値注文、逆指値等の条件付注文に優先します。

当注文の取引区分で決済またはF I F O (反対ポジションを保有している場合に限り)を指定して発注した場合、次の順番で決済を行います。

- 1)有効となっている決済注文がない建玉の内、約定日時が古いものから順番に決済。
- 2)有効となっている決済注文がある建玉の内、約定日時が古いものから順番に決済。その際、当注文により決済される建玉に対して発注されていた決済注文は取り消されます(当注文の約定処理を行う間は、取消対象となる決済注文の約定判定は行われません)。なお、当注文がスリッページ許容範囲外となり、失効した場合は、決済注文は取り消されずに有効注文として残ります。

○指値注文

当注文は、お客さまが注文価格を指定して行う注文で、当社がお客さまに配信する価格が、売り注文の場合は、お客さまが指定した価格以上、買い注文の場合は、お客さまが指定した価格以下になった時点で、当該時点の配信価格を以って約定します。そのため実際の約定価格がお客さまの注文価格に比べて有利に約定する場合があります。

当注文は、売りの場合、値段の安いものが値段の高いものに優先し、買いの場合、値段が高いものが安いものに優先します。また、同じ値段を指定する当注文または同じ値段をトリガー価格として指定する逆指値等の条件注文が他のお客さまからある場合には、受注時刻が早いものを優先します。また、成行注文、ストリーミング注文またはロスカット取引がある場合は、それらの注文、取引の執行が、当注文の執行に優先するため、指定した価格が取引画面に表示されたにも関わらず約定しない場合があります。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで失効しません。取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件で約定するのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○逆指値

当注文は、お客さまがあらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客さまに配信する価格が、売り注文の場合は、お客さまが指定した価格以下、買い注文の場合は、お客さまが指定した価格以上になった時点で、当該時点の価格を以って約定します。そのため実際の約定価格がお客さまの注文価格に比べて不利に約定する場合があります（特に、相場急変時や週明け月曜の取引開始時等には、著しく不利なレートで約定する場合があります。）

当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定する指値注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで失効しません。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○ストップリミット

当注文は、お客さまがあらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客さまに配信する価格が、売り注文の場合は、お客さまが指定した価格以下、買い注文の場合は、お客さまが指定した価格以上になった時点で、指値注文が行われる予約注文です。そのためトリガー価格を満たして指値注文に変わる前に配信価格が指値価格よりも不利な方向に動いた場合は、直ちに約定せず、通常の指値注文と同じ執行条件が満たされるまで待機します。当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格

の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定する指値注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。上述の執行条件を満たして指値注文に変わる前の当注文に対して成行注文、ストリーミング注文がある場合は、これらの注文が優先します。執行条件を満たし、指値注文になった後は、通常の指値注文と同様の優先順位となります。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで指定した条件を満たして指値注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○トレール

当注文は、逆指値注文のひとつで、配信レートの動きに伴い、逆指値注文の指定レートがトレール幅に応じて変動する注文方法です。お客さまがあらかじめ執行の条件となる逆指値とトレール幅を指定して行う注文で、売り注文の場合は、発注後のレートが高値を更新した場合、当該レートから指定したトレール幅の数値分下がったレートに逆指値注文の指定レートを変更します。買いの場合、発注後のレートが安値を更新した場合、当該レートから指定したトレール幅の数値分上がったレートに逆指値注文の指定レートを変更します。ただし、お客さまが指定した注文発生時の逆指値価格と提示価格の差が、トレール幅に達するまでは逆指値価格は変動しません。なお、上述の逆指値注文の指定レートが変更される前に、配信レートがお客さまが指定した注文時の逆指値価格を満たした場合、その時点で逆指値注文が執行されます。そのため、実際の約定価格がお客さまの注文価格に比べて不利に約定する場合があります。当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定する注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。上述の執行条件を満たして執行される前の当注文に対して成行注文、ストリーミング注文、ロスカット注文がある場合は、これらの注文が優先します。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで指定した条件を満たして逆指値注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○OCO（オーシーオー）注文

当注文は、指値と逆指値の2つを同時に発注し、一方の注文が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効する注文方法です。2つの注文の取引数量は同額となります。当注文は通常の指値注文、逆指値注文と同様の優先順位となります。

○IFD（イフダン）注文

当注文は、新規の成行注文、指値注文または逆指値注文と、その新規注文が約定した場合に有効となる決済注文を同時に出す方式です。決済注文は、指値注文、逆指値注文、トレール注文から選ぶことができます。当注文の新規注文と決済注文の取引数量は同額となります。決済注文は新規注文が約定するまで待機し、新規注文が約定した後に発注されます。新規注文及び有効化された決済注文は通常の成行注文、指値注文、逆指値注文、トレール注文と同様の優先順位となります。

○IFD-OCO（イフダンオーシーオー）注文

当注文は、IFD（イフダン）注文と OCO（オーシーオー）注文を組み合わせた注文方法で、新規の成行注文、指値注文または逆指値注文と、その新規注文が約定した場合に有効となる OCO（オーシーオー）注文を同時に出す方式です。当注文の新規注文と決済注文の取引数量は同額となります。決済注文は新規注文が約定するまで待機し、新規注文が約定した後に発注されます。新規注文及び有効化された決済注文は通常の成行注文、指値注文、逆指値注文、OCO（オーシーオー）と同様の優先順位となります。

○全建玉一括決済注文

当注文は、保有する全ての通貨ペア、全ての建玉を一括して決済する注文です。当注文は全て成行注文として発注され、有効となっている決済注文がある場合は成行注文に訂正して発注します。一括決済注文を受注した場合、当社で決済注文の分割を行い一度に全数の約定を行わず、複数回にわけて約定を行う場合があります。そのため他の注文よりも優先順位が下がる場合や、約定価格が異なる場合があります。なお、一度に約定を行う場合は通常の成行注文と同様の優先順位となります。

☆証拠金

(1) 証拠金の差入れ

じぶん銀行 FX の取引を行うときは、(2) の証拠金額以上の額を、当社に差入れてください。

(2) 必要証拠金額

必要証拠金額の最低額（建玉必要証拠金）は、建値の 4% です。ただし、非対円取引の場合には最新のビッド価格で円転し必要額を算出します。また、注文必要証拠金の最低額は、新規建玉の建値の 5% です。

例：1 米ドル 80 円の場合の米ドル/円取引に対する必要証拠金額

- ・ミニ：1,000 通貨を新規建てした場合

注文必要証拠金は 4,000 円、建玉必要証拠金は 3,200 円

- ・通常：1 万通貨を新規建てした場合

注文必要証拠金は 40,000 円、建玉必要証拠金は 32,000 円

・大口：10 万通貨を新規建てした場合（実際のお取引の際には取引数量の下限があります）

注文必要証拠金は 400,000 円、建玉必要証拠金は 320,000 円

※両建ての場合には、同一通貨ペアの売建玉と買建玉のうち、必要証拠金額が多い方の建玉の証拠金の合計額を必要証拠金額とします。

(3) 現金の引出し

証拠金預託額は、建玉必要証拠金額を下回らない範囲で引出すことができます。

(4) 評価損益およびスワップポイントの取扱い

評価損益および、建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、評価証拠金額に加算または減算されます。

(5) ロスカットの取扱い

証拠金維持率が 100%を割り込んだ場合、当社は、お客さまの損失の拡大を防ぐため、お客さまの計算において建玉を反対売買して決済します（「自動ロスカットルール」といいます）。ただしロスカットの判定および強制決済は、為替相場の急激な変動の影響を受けるため、必ずしもロスカットの水準で強制決済が完了するとは限りません。そのため、強制決済されるレートがロスカットの水準から大きく乖離して約定したり、お客さまからお預かりした証拠金の額を超える損失が発生したりする可能性があります。

(6) 証拠金の返還

当社は、お客さまがじぶん銀行 FX において決済を行った後に、差入れた証拠金に決済差金を加算または減算した額からお客さまの当社に対する債務額を控除した後の金銭の返還を請求したときは、決済約定の受け渡し日（通常 2 営業日後）以降、原則として遅滞なく返還します。

(7) 両建取引について

お客さまは、お客さま自身の投資判断により両建取引を行うことができます。ただし、両建取引はスワップポイントによる逆ザヤやスプレッドによるコストの負担が発生する場合がありますため、経済合理性を欠く取引であることを認識したうえでお取引ください。

☆決済に伴う金銭の授受

差金決済

転売または買戻しに伴うお客さまと当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出します。

- ・対円取引の場合（ミニ、通常、大口共通）

取引通貨単位×約定価格差（円）＋累積スワップポイント

- ・非対円取引の場合（ミニ、通常、大口共通）

{(取引通貨単位×約定価格差)＋累積スワップポイント}×決済時の円転レート

※約定価格差とは、転売または買戻しに係る約定価格と当該転売または買戻しの対象と

なった新規の買付取引または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。
決済益および受取りとなったスワップポイントについては2営業日後に資金の受渡しが行われるまで円普通預金口座への振替えはできません。

☆取引価格生成、配信の停止・再開、配信再開時について

- ・ 当社は、ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）先である三菱UFJ eスマート証券株式会社（以下「ASP先」という）より提供される価格に当社調達コストを付加した買い価格（アスクレート：ASK）と売り価格（ビッドレート：BID）を提供しております。なおASP先は、複数のカバー取引先を有しカバー取引先より提供される価格（ただし系統的に排除された不適切（異常）な品質のレート（一般的に「バグレート」と呼びます）を除く）に基づき系統的に中心値を生成し、ASP先が定めるスプレッドに従い、当社に対して買い価格（アスクレート：ASK）と売り価格（ビッドレート：BID）を提供しております。また当社は、原則として不適切（異常）な品質のレートを排除するため、ASP先のシステムを通じて一定の制御を行っております。具体的には、ASP先から当社に提供される価格の生成に際して、ASP先においてバグレートを排除するための一定の制御を系統的に行っております。
- ・ 当社は、相場急変時等においてASP先からの価格提供が停止した場合はお客さまへの取引レートの配信を停止し、ASP先からの価格提供が再開した場合はお客さまへの取引レートの配信を再開します。
- ・ 取引レートの配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の取引レートがお客さまのポジションのロスカットラインを割り込む場合もあるため、再開と同時にお客さまのポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の取引レートを基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の取引レートでロスカットされるとは限りません。また、ロスカットライン付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があります。相場の動向によっては、お客さまからお預かりした証拠金を超える損失が発生する場合があります。

☆約定訂正・取消し

- ・ お客さまの注文の約定は、前項に記載する価格（取引レート）で行いますが、システム障害等（ASP先またはASP先のカバー取引先のシステム障害等を含みます。）により本来あるべき価格で約定しなかったこと（バグレートにより約定された場合を含みます。）等により、お客さまに本来発生していなかったはずの利益または損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただくまたは約定の取消しをさせていただく場合があります。その場合、当社からお客さまに対し、速やかにご連絡します。（連絡方法は、取引画面、Eメール、電話等、状況により異なります。）

☆益金に係る税金

じぶん銀行 FX で発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税が 5%となります。じぶん銀行 FX における損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰越すことができます。

*復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

登録金融機関は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を登録金融機関の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

☆契約の終了事由

別に交付する「じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）ご利用規約」第 31 条に定める事由に該当する場合、お客さまが未決済の建玉を保有している場合であっても本取引口座（じぶん銀行 FX 口座）は閉鎖され、契約は終了します。当該事由により取引が終了する場合であってお客さまが未決済の建玉を保有している場合、当社の任意で当該ポジションを決済する場合がありますのでご注意ください。

▼じぶん銀行 FX の手続きについて

お客さまが当社とじぶん銀行 FX を行う際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

a. 本書面の交付を受ける

はじめに、当社から本書面が交付されますので、じぶん銀行 FX の取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

b. 電子交付についての同意

じぶん銀行 FX の開始にあたっては、当社が交付する書面を電磁的方法で受け取ることにご同意いただく必要があります。

c. じぶん銀行 FX 口座の開設

じぶん銀行 FX の開始にあたっては、あらかじめ当社円普通預金口座の開設が必要です。じぶん銀行 FX ご利用規約、および本書面の内容を確認のうえ、じぶん銀行 FX 口座を開設していただきます。なお、口座開設には、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

(2) 証拠金の差入れ

じぶん銀行 FX の取引を行うときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じる等、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受入れたときは、お客さまに受領書を交付します。

(3) 注文の指示事項

じぶん銀行 FX において注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- a. 通貨ペアの種類
- b. 取引コースの種類（ミニ、通常、大口）
- c. 注文の数量
- d. 注文の区別（売り・買い、新規・決済・FIFO）
- e. 注文の価格（取引レート）※成行注文を除く
- f. 注文の種類（ストリーミング注文、成行注文、指値注文、逆指値注文、ストップリミット注文、トレール注文、IFD 注文、OCO 注文）
- g. 注文の有効期限 ※ストリーミング注文、成行注文を除く
- h. その他お客さまの指示によることとされている事項

(4) 転売または買戻しによる建玉の結了

じぶん銀行 FX において注文をするときは、新規の売付取引または買付取引、転売または買戻しの別を当社に指示してください。転売または買戻しの注文が成立したときは、当社が定めるところにより、既存の買建玉または売建玉の全部または一部が決済されます。同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）となった場合には、お客さまにとって、両建てを解消する際のアスク価格とビッド価格の差を負担すること、ならびに預託が必要な証拠金額が転売または買戻しとするよりも多くなることとなります。

(5) 注文した取引の成立

じぶん銀行 FX の取引が約定したときは、当社は約定した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客さまに交付します。

(6) 取引手数料

じぶん銀行 FX の取引手数料は無料です。なお、当社が提示する売値と買値の間には差額（スプレッド）があります。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、じぶん銀行 FX の取引状況をご確認いただくため、毎月、お客さまの報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成し交付します。

(8) その他

当社からのじぶん銀行 FX に関する通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記

載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社の「FX デスク」に直接ご照会ください。じぶん銀行 FX の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社「FX デスク」にお尋ねください。

▼「店頭外国為替証拠金取引行為」に関する禁止行為

登録金融機関は、金融商品取引法により、お客さまを相手方とした店頭外国為替証拠金取引を行う行為（以下「店頭外国為替証拠金取引行為」という）に関して、次のような行為が禁止されています。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（お客さまを相手方とし、またはお客さまのために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ）の締結またはその勧誘に関して、お客さまに対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客さまに対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約締結の勧誘要請をしていないお客さまに対し、訪問または電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、登録金融機関が継続的取引関係にあるお客さま（勧誘の日前1年間に、2回以上の取引があった者および勧誘の日に未決済の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客さまに対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客さまがあらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じ）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客さまが当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、お客さまに迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客さまに損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該お客さままたは第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さままたはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者がお客さまの損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客さまの利益に追加するため当該お客さままたは第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さままたはその指定した者に対し、

申込み、もしくは約束し、または第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為

- i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客さまの損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客さまの利益に追加するため、当該お客さままたは第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客さまの知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客さまに理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客さまもしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客さまもしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客さまの計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客さまにあらかじめ明示しないで当該お客さまを集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客さまの同意を得ずに、当該お客さまの計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である登録金融機関または登録金融機関の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客さまの店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまから資金総額について同意を得たうえで、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、登録金融機関がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

する方法により締結する場合を除きます。)

- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまに対し、当該お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引の売付けまたは買付けと対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。）につき、お客さまが預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が、金融庁長官が定める額（2011年8月1日以降は想定元本の4%。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客さまにその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. お客さまにとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客さまにとって不利な場合）には、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客さまにとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客さまにとって有利な場合）にも、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させること
- x. お客さまにとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客さまにとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客さまがスリッページを指定できる場合に、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客さまにとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. お客さまにとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客さまにとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

▼じぶん銀行 FX に関する主要な用語（五十音順）

- ・アスク

金融商品取引業者が価格を示して、特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で買付けることができます。

- ・売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客さまを相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動に

よるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または店頭外国為替証拠金取引をいいます。

- 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。当社は、金融商品取引業者のうち、登録金融機関に該当します。
- 逆指値注文（ぎやくさしねちゅうもん）
売買する取引レートを指定する注文です。指値注文と異なり、買いの場合には現在の実勢レート（アスクレート：ASK）より高い取引レートを、また、売りの場合には逆に実勢レート（ビッドレート：BID）より低い取引レートをお客さまに指定していただきます。
- クロスカレンシー取引（クロスカレンシーとりひき）
自国通貨を含まない通貨ペアの取引のことをいいます。
- 口座資産（こうざしきん）
じぶん銀行 FX 口座内において、現金残高に実現予定損益を加算または減算した金額を言います。現金および決済日に現金化予定の確定損益額の合計額です。
- 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- 差金決済（さきんけっさい）
取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- 指値注文（さしねちゅうもん）
売買する取引レートを指定する注文です。買いの場合には現在の実勢レート（アスクレート：ASK）より低い取引レートを、売りの場合には実勢レート（ビッドレート：BID）より高い取引レートをお客さまに指定していただきます。
- サマータイム（夏時間）
米国が夏の期間の日照時間を有効利用するため、標準時（冬時間）よりも 1 時間進める制度をいいます。
- 証拠金（しょうきん）
取引の契約義務の履行を確保するために差入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差入れる注文必要証拠金と、建玉について割込むことができない建玉必要証拠金の区分があります。
- 証拠金維持率（しょうきんいじりつ）
お客さまの評価証拠金額と建玉必要証拠金の割合を示したものです。
証拠金維持率は次の計算式にて求められます。

$$\boxed{\text{証拠金維持率 (\%)} = \text{評価証拠金額} \div \text{建玉必要証拠金} \times 100}$$

- ・信託保全（しんたくほぜん）
お客さまからお預かりした証拠金と金融商品取引業者の資産を分けて管理するために、信託銀行等と信託契約を締結し、お客さまからお預かりした証拠金をその信託口座にて管理することをいいます。
- ・スプレッド
売値と買値の差をいいます。
- ・スワップポイント
じぶん銀行 FX におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、取引を行っている 2 国間の通貨の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。
- ・通貨ペア（つうかペア）
2 種類の通貨の組合せをいいます。
- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。
- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいきこくかわせしょうこきんとりひき）
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- ・転売（てんばい）
買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・特定投資家（とくていとうしか）
適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は、特定投資家として取扱うよう申出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客さまとして取扱うよう申出ることができます。
- ・成行注文（なりゆきちゅうもん）
お客さまが取引レートを指定せずに、市場の実勢レートで売買を行う注文です。最新の取引レートにて常に約定します。
- ・値洗い（ねあらい）
建玉について毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。
- ・媒介取引（ばいかいとりひき）
金融商品取引業者が、お客さまの注文を他の金融商品取引業者に当該お客さまの名前でつなぐ取引をいいます。
- ・ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で売付けることができます。

- ・評価証拠金額（ひょうかしょうこきんがく）
口座資産に評価損益を加算または減算し、当該数値から出金依頼額を減算したものをいいます。
- ・評価損益（ひょうかそんえき）
買建玉あるいは売建玉に係る評価益または評価損で、時価により算出されたものをいいます。
- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
- ・両建て（りょうだて）
同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
- ・ロスカット
お客さまの損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者がリスク管理のため、お客さまの建玉を強制的に決済することをいいます。
- ・ロールオーバー
店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰越すことをいいます。

▼当社の概要について

商号：au じぶん銀行株式会社

業務の種別：銀行業・登録金融機関業務

設立年月日：2008 年 6 月 17 日

資本金：935 億円

本店所在地：東京都中央区日本橋 1-19-1

加入する金融商品取引業協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体：(対象) なし

登録金融機関 登録番号：関東財務局長（登金）第 652 号

当社の苦情対応措置および紛争解決措置：

- ・一般社団法人全国銀行協会

連絡先（全国銀行協会相談室）：0570-01-7109 または 03-5252-3772

- ・特定非営利活動法人証券金融商品あっせん相談センター

連絡先：0120-64-5005

当社のじぶん銀行 FX に関するお問い合わせ先：

au じぶん銀行 FX デスク

0120-926-555 (フリーコール)

※携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます。

【受付時間】 平日／9：00～17：00

(土・日・祝休日、および 12/31～1/3 を除く)

以上

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）ご利用規約

第1条 （本規約の趣旨）

本規約は、お客さまが au じぶん銀行株式会社（以下「当社」という）との間で、インターネットを利用して行う FX（店頭外国為替証拠金取引）（以下「じぶん銀行 FX」という）に関する取り決めであり、お客さまには、「じぶん銀行 FX」を行うにあたり、本規約の条項にすべて同意していただくものとします。

第2条 （法令等の遵守）

お客さまは、「じぶん銀行 FX」を行うにあたり、本規約の他、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」およびその他の法令諸規則および外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき当社が定める規定等を遵守するものとします。

第3条 （自己責任の原則）

1. お客さまは、「じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）の契約締結前交付書面」（以下「前書面」という）、「じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）取引ルール」（以下「取引ルール」という）、じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）の注意喚起文書」（以下「注意喚起文書」という）および本規約を熟読し、「じぶん銀行 FX」の内容および仕組みを理解のうえ、本規約に記載されている事項を承諾して、自らの判断と責任において当社と「じぶん銀行 FX」を行うことを了解するものとします。
2. お客さまは、次の各号に掲げる「じぶん銀行 FX」のリスクおよび手続きを十分に理解したうえで、「じぶん銀行 FX」を行うものとします。
 - (1) 「じぶん銀行 FX」を行うためには、お客さまは十分な資力を有し、権利能力および行為能力を有していなければなりません。
 - (2) 「じぶん銀行 FX」は元本が保証された取引ではなく、お客さまは、外国為替相場の変動リスク、外国通貨および日本円の金利変動等のリスクその他のリスクによる損失を被ることがあります。
 - (3) 「じぶん銀行 FX」には、政治・経済または金融情勢の変化、各国政府による外国為替市場の規制、通信障害等不測の事態により取引制限を生じるリスクがあります。
 - (4) 「じぶん銀行 FX」は少ない証拠金でレバレッジ効果を得る取引を行うことができます。そのため、証拠金額に比して多大な利益を得ることができる反面、多大な損失が生じる危険性があります。
 - (5) 「じぶん銀行 FX」を行うためには、当社が別途定める「じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）の確認書」の提出が必要です。

第4条 （「じぶん銀行 FX」口座開設の申込み）

1. 以下の要件をすべて満たし、当社のルールを遵守し「じぶん銀行 FX」の節度ある利用を行えるお客さまに限り口座開設を申込みいただけます。
 - (1) 当社に円普通預金口座を開設していること
 - (2) 日本国内に居住する 18 歳以上の行為能力を有する個人であること
 - (3) 店頭外国為替証拠金取引の仕組み、リスクを理解し、前書面、取引ルールおよび本規約の内容をご理解、ご承諾いただくこと
 - (4) 投資の方針として、元本割れリスクを許容できること
 - (5) インターネットを利用できる環境にあること
 - (6) 十分な金融資産を保有していること
 - (7) 当社からメール、電話および郵送で常時連絡が取れること
 - (8) 金融先物取引業協会の会員企業において金融先物取引業務に従事していないこと
 - (9) 前各号のほか当社が定める要件
2. 当社が前項の要件および当社が定める基準により「じぶん銀行 FX」の口座開設の可否を審査し、お客さまが「じぶん銀行 FX」のルールおよびリスクを理解し、前書面、取引ルール、注意喚起文書、本規約等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客さまは「じぶん銀行 FX」を行うことができますものとします。なお、審査の結果、口座開設ができない場合にも、当社はお客さまにその理由を開示しないものとします。
3. 登録の連絡先（電話番号等）が不通となりご連絡が取れない際には、新たに連絡先が登録されるまで取引を制限させていただく場合があります。

第5条 （電子交付の同意）

当社は、「じぶん銀行 FX」におけるお客さまに交付する書面については、金融商品取引法、同施行令および金融商品取引業等に関する内閣府令等の規定に定める電磁的方法による交付を行うものとし、お客さまは「じぶん銀行 FX」口座開設時にこれに同意するものとします。

第6条 （決済方法）

1. 「じぶん銀行 FX」は、原則として 2 営業日後を受渡期日として、異なる 2 国間通貨を売買する取引ですが、当該通貨の売買総代金を授受せず、反対売買を行い、その差額の授受により決済を行います。
2. 「じぶん銀行 FX」に係る証拠金、取引手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、すべて「じぶん銀行 FX」口座の証拠金を加減算することで処理されます。ただし、「じぶん銀行 FX」口座の証拠金残高がマイナスになる場合には、お客さまの円普通預金口座から当社の定めに従い、お客さまの承諾または事前の通知を必要とする

ことなく振替を行う場合があります。

第7条 (ロールオーバー)

「じぶん銀行 FX」は、前条第1項の受渡期日を翌日にロールオーバー（繰延べ）し、反対売買により決済するまで継続して建玉を保有することができます。

第8条 (取引レート)

1. お客様は、当社が、外国為替市場の実勢レートに基づいて提示した取引レートが「じぶん銀行 FX」に適用されることを承諾するものとします。
2. お客様は、逆指値注文および自動ロスカットにおける実際の約定レートが、当初期待した取引レートと一致しない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第9条 (証拠金)

1. お客様は、当社と「じぶん銀行 FX」を行うに際し、当社が別途定める取引に必要な証拠金額以上の金額を当社の円普通預金口座からの振替によりあらかじめ預託するものとします。ただし、証拠金額が法令に定める預託金額（以下「法定預託金額」という）に満たない場合には、法定預託金額以上の金銭を預託するものとします。
2. 当社は、経済情勢の変化等に伴い証拠金率を変更することができるものとし、当社が証拠金率を変更したときは、お客様の未決済建玉に対しても変更後の証拠金率が適用されるものとします。
3. 法令・規則の改正等により法定預託金額が変更となった場合は、お客様の未決済建玉に対しても変更後の法定預託金額が適用されるものとします。
4. お客様は、取引開始から決済を行うまでの期間、当社の定めるお客様の取引に係る維持すべき証拠金額の水準以上の額を常に保持しておくものとします。
5. 必要とする証拠金額を下回っている場合は、証拠金の円普通預金口座への振替、および新規の注文を行えないものとします。
6. 当社は、お客様が当社に預託する証拠金に対して付利をしません。
7. 前各号に定めるほか、「じぶん銀行 FX」に係る証拠金の取扱いについては当社の定めるところに従うものとします。

第10条 (売買注文の明示)

お客様が当社に「じぶん銀行 FX」の売買注文を出すときは、別途定める取引ルールに基づき次に掲げる事項を明示します。

- (1) 通貨ペアの種類
- (2) 取引コースの種類（ミニ、通常、大口）
- (3) 注文の数量
- (4) 注文の区別（売り・買い、新規・決済、FIFO）

- (5) 注文の価格（取引レート）※成行を除く
- (6) 注文の種類（ストリーミング、成行、指値、逆指値、ストップリミット、トレール、イフダン、オーシーオー）
- (7) 注文の有効期限 ※ストリーミング、成行を除く

第11条 （取引時間および注文受付時間）

「じぶん銀行 FX」に係る取引時間および注文受付時間は、当社が取引ルールに定めるものとします。ただし、当社はこれをお客さまに事前の通知をすることなく変更できるものとします。

第12条 （取引数量）

お客さまが取引できる数量は、当社が別途取引ルールに定める範囲内とします。

第13条 （注文の受付）

1. 当社は、お客さまの注文を「じぶん銀行 FX」に係る取引システムから受注し、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法による受注は行わないものとします。
2. お客さまからの発注は、入力内容を当社が受信し確認した時点で注文の受付が成立したものとします。
3. 当社は受付けた当該注文を所定の照会画面等へ速やかに表示するものとします。お客さまは、お客さまの注文が受理されたことおよび注文内容と表示内容の一致、または約定、未約定を、照会画面等にて必ず確認するものとします。

第14条 （注文の取消・変更）

お客さまは、未約定注文に限り当社が定める受付時間内に取消あるいは変更することができるものとします。

第15条 （約定の取消）

約定が次の各号のいずれかに該当する場合には、その約定は取消されるものとします。なお、約定が取消されることにより生じるお客さまの損失・損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。

- (1) お客さまの取引の内容が、法令、規制等に反するものであった場合
- (2) 何らかの理由で市場価格に基づかない取引レートにより約定した場合
- (3) 何らかの理由で「じぶん銀行 FX」口座残高が取引に必要な証拠金額に満たないにもかかわらず、新規約定した場合
- (4) 当社が認知しないソフトウェア等を使用し執行スピードや取引レートに影響を与え利益を生成した疑いがあると当社が判断した場合

- (5) その他、取引の健全性に照らし、当社が不相当と判断した場合

第16条 (バグレートの取扱い)

1. 「じぶん銀行 FX」の取引レートは、三菱 UFJ e スマート証券株式会社から配信されたレートを基に作成しますが、その取引レートの品質においては完全ではなく、不適切（異常）な品質の取引レート（以下「バグレート」という）が含まれる場合があります。当社は、原則としてバグレートを排除するため、一定の制御を行っていますが、制御条件を満たさないバグレートが配信され、当該バグレートによりお客さまの注文が約定された場合は、その約定を取消すものとし、お客さまは当該約定取消があり得ることを了解するものとします。また、バグレートにより発生した約定の訂正および損害や利益の調整等についても、お客さまは当社の処理方法を受入れるものとします。
2. 当社はお客さまの約定がバグレートに該当する疑念を抱いた場合は、速やかにレート配信元である三菱 UFJ e スマート証券株式会社に確認し、または状況に応じて他の金融機関が配信する取引レート等を総合的に勘案し、バグレートであることの判断をします。バグレートによる約定であると判断した場合は、速やかにお客さまへの通知または告知を行うものとします。
3. バグレートおよびその取消や訂正に伴う処理に起因する一切の損害について、当社は免責されるものとします。

第17条 (自動ロスカットルール)

1. お客さまの未決済建玉において、当社が別途定めるその建玉に必要な証拠金の一定の割合を超える評価損が発生した場合には、当社は、お客さまに事前に通知することなく、全建玉を成行で自動的に決済できることをお客さまは承諾するものとします。ただし、当該決済によって生じる損失は、すべてお客さまに帰属することをお客さまは承諾するものとします。
2. 当社は、お客さまに通知することなく、評価損益に加え、建玉ごとに日々累積されるスワップポイント損益についても、当社所定のタイミングで自動ロスカットの設定レートの計算に繰入れ、その設定レートを変更するものとします。
3. 自動ロスカットは、損失が一定の割合にとどまることを保証するものではなく、証拠金以上の損失が発生する場合もあることをお客さまは承諾するものとします。
4. 自動ロスカットルールについては、当社の判断によって変更することがあることをお客さまは承諾するものとします。

第18条 (期限の利益の喪失)

1. お客さまについて次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社から通知・催告等がなくとも、お客さまは、当社に対する「じぶん銀行 FX」に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。

- (1) 支払の停止、破産手続の申立があった場合
 - (2) お客様の当社に対する「じぶん銀行 FX」に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全処分または差押の命令、通知が發送された場合
 - (3) お客様の当社に対する「じぶん銀行 FX」に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があった場合
 - (4) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合
 - (5) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となった場合
 - (6) 心身機能の低下により「じぶん銀行 FX」の継続が著しく困難または不可能になった場合あるいは死亡した場合
 - (7) お客様の「じぶん銀行 FX」口座開設時等に当社へ申告したお客様の登録情報等の内容に虚偽の申告があった場合
2. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は、当社の請求によって当社に対する「じぶん銀行 FX」に係るお客様の債務の期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。
- (1) お客様の当社に対する「じぶん銀行 FX」に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した場合
 - (2) お客様の当社に対する債務（ただし、「じぶん銀行 FX」に係る債務を除く）について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む）の申立があった場合
 - (3) お客様が本規約その他当社が定める一切の規約・規定・ルール等に違反した場合
 - (4) 前3号のほか当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合

第19条 （支払不能または不能となるおそれがある場合の取扱い）

1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が当社の「じぶん銀行 FX」口座を通じて行っているすべての取引につき、これを決済することができるものとします。
2. お客様が前条第2項に掲げる債務のうち、「じぶん銀行 FX」に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅延に係る取引を決済することができるものとします。
3. お客様が前条第2項の各号のいずれかに該当し、当社から請求があったときは、当社の指定する日時までに、お客様は、当社の「じぶん銀行 FX」口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な反対売買を行うものとします。
4. 前項の日時までにお客様が必要な反対売買を行わない場合には、当社が任意に、お客様の計算において決済に必要な反対売買をすることができるものとします。

5. 前各号の決済を行った結果、損失が生じた場合には、お客さまは当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第20条 （差引計算）

1. お客さまと当社との一切の取引において、期限の到来、第 18 条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と「じぶん銀行 FX」に係るお客さまの当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客さまに事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまに代わり証拠金その他の払戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。
3. 前 2 項により差引計算を行う場合、債権・債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社の定める利率により計算するものとします。

第21条 （占有物の処分）

お客さまが当社と行う「じぶん銀行 FX」に関し、当社に対する債務を履行しなかった場合には、当社が占有しているお客さまの資産を処分できることとし、通知・催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらず、お客さまの計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序に係らず債務の弁済に充当することができ、また、当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合にはお客さまは直ちに弁済を行うものとします。

第22条 （充当の指定）

債務の弁済または第 20 条の差引計算を行う場合、お客さまの債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当するものとします。

第23条 （遅滞損害金の支払）

お客さまが当社と行う「じぶん銀行 FX」に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む）より支払済みとなる日まで、当社が別途定める利率の遅滞損害金を支払うものとします。

第24条 （債権譲渡等の禁止）

お客さまが当社に対して有する債権は、これを第三者に譲渡、質入れ、その他処分することができないものとします。

第25条 （報告）

お客さまは、第18条第1項6号および7号を除く各号および第2項2号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し遅滞なく直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

第26条 （手数料等諸経費）

お客さまは別途定める取引手数料等諸経費を当社に対し支払うものとします。

第27条 （届出事項の変更）

1. お客さまは、当社に届出たお客さまの氏名または職業、住所、メールアドレスその他の事項に変更があったときは、直ちに当社が定める方法により変更手続きをするものとします。
2. 変更手続きがなかったために発生した損失および損害の一切はお客さまの責任に帰属するものとします。

第28条 （通知の効力）

お客さまがあらかじめ届出た住所またはメールアドレス宛に、当社からなされた「じぶん銀行 FX」に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第29条 （免責事項）

次の各号に掲げる事由により生じた損失および損害について、当社は、一切その責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由で、「じぶん銀行 FX」の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損失および損害
- (2) 法令・規則等の変更または外国為替市場の閉鎖等の事由により、お客さまの「じぶん銀行 FX」に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損失および損害
- (3) 電信・電話、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すことができない事由により生じた損失および損害
- (4) お客さま、当社、第三者の「じぶん銀行 FX」に係る一切のコンピューターシステム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動により生じた損失および損害、または第三者が提供する通信回線の故障・不調により生じた損失および損害
- (5) お客さま番号およびパスワードの誤入力、忘却等、お客さまご自身の責任により「じぶん銀行 FX」に係る注文が出せなかったことにより生じた損失および損害
- (6) お客さまが故意または過失により、お客さま番号およびパスワードをお客さま以外

の第三者が入力その他の方法で使用し、そのお客さま番号およびパスワードがあらかじめ届けられ認証されているお客さま番号およびパスワードであることを当社が確認したうえで行われた「じぶん銀行 FX」により生じた損失および損害

- (7) 当社がお客さまの指示であると認めて金銭等の振替その他の処理が行われたことにより生じた損失および損害
- (8) 上記各号の事由によりお客さまの注文あるいは自動ロスカットが執行されなかったことにより生じた損失および損害
- (9) 第 16 条に記載するバグレポートの処理により生じた損失および損害
- (10) その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失および損害

第30条 (報告書等の作成および提出)

- 1. 当社が日本国の法令等に基づき要求され、お客さまに係る「じぶん銀行 FX」の内容その他を当社が日本国政府機関等に報告することに対し、お客さまは異議を唱えないものとします。また、この場合、お客さまは当社の依頼に応じて、当該報告書、その他の書類の作成に協力するものとします。
- 2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生したお客さまの一切の損失および損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第31条 (無通知・無催告解約)

次の各号のいずれかに該当する場合および第 18 条に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当社は何らの通知・催告なくして本規約に基づく契約を解約するものとします。ただし、解約時においてお客さまが当社と行う「じぶん銀行 FX」の未決済建玉が残存する場合、またはお客さまに当社に対する本規約に基づく債務が残存する場合には、その限度において本規約その他「じぶん銀行 FX」に係わる契約は効力を有するものとします。

- (1) お客さまに第 18 条第 1 項各号のいずれかの事由が発生したとき
- (2) お客さまが本規約の条項のいずれかに違反し、当社が取引停止を通告したとき
- (3) 第 38 条に定める本規約の変更にお客さまが同意しないとき
- (4) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社がお客さまに対し取引停止を通知したとき
- (5) 第 4 条 1 項に規定する条件を満たさなくなったとき

第32条 (解約による清算)

前条の規定に従い本規約に基づく契約が解約された場合は、その期限のいかんにかかわらず、お客さまの全ての未決済建玉を、お客さまの計算において、当社が任意に反対売買をして「じぶん銀行 FX」を終了させ、終了させた全ての建玉にかかわる売買損益金等の総額に証拠金残高を加えた金額について、余剰金があれば、当社は当該金額をお客さまに支払い、不足金があれば、お客さまは当社に直ちに支払うものとします。

第33条 (サービス内容の変更)

当社は、お客さまに事前に通知することなく、「じぶん銀行 FX」におけるサービスの内容を変更できるものとします。

第34条 (情報サービスの個人利用)

1. お客さまは、当社が提供する為替相場等に関する情報サービスを、お客さまの取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等、お客さまの個人利用以外の目的とした利用は行ってはならないものとします。
2. 当社は、お客さまに事前に通知することなく、当社の判断により本サービスのご利用を停止することがあります。

第35条 (証拠金の引出し)

1. お客さまは、現金予定残高から、未決済の評価損益、未決済のスワップポイント損益、および必要証拠金額を差引いた額（以下「振替出金可能額」という）の範囲内において、証拠金の引出しを請求することができます。
2. 当社サービスのシステムメンテナンス時間を除いて、当社円普通預金口座へ振替ることができます。ただし、決済益等については 2 営業日後に資金の受渡しが行われるまで円普通預金口座への振替はできません。

第36条 (差押命令等)

証拠金に対して仮差押または差押の命令（以下、「差押命令等」という）が当社に送達された場合、当社はお客さまに対する事前の通知および所定の手続きを省略し当社所定の方法で処理します。

第37条 (規約の準用)

1. 「じぶん銀行 FX」に関し、この規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約等当社の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当社所定の au じぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第38条 (規約の変更)

当社は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社のウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

第39条 （適用法令および合意管轄）

本規約は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。また、お客さまと当社との間の「じぶん銀行 FX」および本規約に起因するまたは関する一切の訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2025年2月3日現在】

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）の取引ルールについて

1. じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）口座の開設基準

1. 以下の要件をすべて満たし、au じぶん銀行株式会社（以下「当社」という）のルールを遵守し「じぶん銀行 FX」の節度ある利用を行えるお客さまに限り、口座開設をお申込みいただけます。
 - (1) 当社に円普通預金口座を開設していること
 - (2) 日本国内に居住する 18 歳以上の行為能力を有する個人であること
 - (3) 店頭外国為替証拠金取引の仕組み、リスクを理解し、契約締結前交付書面、取引ルールおよびじぶん銀行 FX 規約等の内容をご理解、ご承諾いただくこと
 - (4) 投資の方針として、元本割れリスクを許容できること
 - (5) インターネットを利用できる環境を有していること
 - (6) 十分な金融資産を保有していること
 - (7) 当社からメール・電話・郵送で常時連絡が取れること
 - (8) 金融先物取引業協会の会員企業において金融先物取引業務に従事していないこと
 - (9) 前各号のほか当社が定める要件
2. 当社が前項の要件および当社が定める基準により「じぶん銀行 FX」の口座開設の可否を審査し、お客さまが「じぶん銀行 FX」のルールおよびリスクを理解し、契約締結前交付書面、注意喚起文書、各規約、本取引ルール等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客さまは「じぶん銀行 FX」を行うことができるものとします。なお、審査の結果、口座開設ができない場合にも、当社はお客さまにその理由を開示しないものとします。
3. 登録の連絡先（電話番号等）が不通となりご連絡が取れない際には、新たに連絡先が登録されるまで取引を制限させていただく場合があります。

2. 商品内容

[商品名]

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）

[口座開設の対象となるお客さま]

au じぶん銀行に円普通預金口座をお持ちの 18 歳以上で、当社が定める要件を満たすお客さま

[取引手数料]

無料

[取引通貨ペア] ※括弧内は通貨コード表示

米ドル/円 (USD/JPY)、ユーロ/円 (EUR/JPY)、ポンド/円 (GBP/JPY)、豪ドル/円 (AUD/JPY)、スイスフラン/円 (CHF/JPY)、加ドル/円 (CAD/JPY)、NZ ドル/円 (NZD/JPY)、ランド/円 (ZAR/JPY)、トルコリラ/円 (TRY/JPY)、メキシコペソ/円 (MXN/JPY)、中国人民元/円 (CNH/JPY)、ノルウェークローネ/円 (NOK/JPY)、ポーランドズロチ/円 (PLN/JPY)、スウェーデンクローナ/円 (SEK/JPY)、香港ドル/円 (HKD/JPY)、シンガポールドル/円 (SGD/JPY)、チェココルナ/円 (CZK/JPY)、ハンガリーフォリント/円 (HUF/JPY)、ユーロ/米ドル (EUR/USD)、ポンド/米ドル (GBP/USD)、豪ドル/米ドル (AUD/USD)、NZ ドル/米ドル (NZD/USD)、ユーロ/ポンド (EUR/GBP)、ユーロ/豪ドル (EUR/AUD)、ポンド/豪ドル (GBP/AUD)、豪ドル/NZ ドル (AUD/NZD)、米ドル/スイスフラン (USD/CHF)、ユーロ/スイスフラン (EUR/CHF)、ポンド/スイスフラン (GBP/CHF)、米ドル/加ドル (USD/CAD)

[スプレッド]

通貨ペア・取引コースごとにスプレッドは異なります。

※流動性が著しく低下する時間帯や経済指標発表時等、相場状況によってはスプレッドが拡大する可能性があります。また、所定期間の Tick データの検証により当社が提示するスプレッドが一般社団法人金融先物取引業協会の定めるガイドラインの割合を保持できていない場合には、ウェブサイト等のスプレッド表示を拡大する場合があります。

[取引コース]

取引コースは、取引数量の違いにより、【ミニ】、【通常】、【大口】の3種類があります。

[取引単位]

取引単位は、各通貨ペア共通で取引コースごとに、以下の通りとします。

【ミニ】 1,000 通貨単位 【通常】 1 万通貨単位 【大口】 110 万通貨以上 10 万通貨単位

※ただし、ランド/円、ハンガリーフォリント/円のみ以下の通りとなります。

【ミニ】 1 万通貨単位 【通常】 10 万通貨単位 【大口】 取扱なし

[新規注文 1 回あたりの上限]

【ミニ】 9,000 通貨単位まで 【通常】 100 万通貨単位まで 【大口】 300 万通貨単位まで

※ただし、ランド/円、ハンガリーフォリント/円のみ以下の通りとなります。

【ミニ】 9 万通貨単位まで 【通常】 300 万通貨単位まで 【大口】 取扱なし

[1日あたり新規建取引高制限]

【ミニ】15,000万通貨単位まで【通常】15,000万通貨単位まで【大口】9,000万通貨単位まで

※ただし、ランド/円、ハンガリーフォリント/円のみ以下の通りとなります。

【ミニ】9,000万通貨単位まで【通常】9,000万通貨単位まで【大口】取扱なし

[建玉上限]

建玉上限は、各通貨ペア、取引コースごとに、以下のとおりとします。

【ミニ】1000万通貨単位【通常】1000万通貨単位【大口】600万通貨単位

※ただし、ランド/円、ハンガリーフォリント/円のみ以下の通りとなります。

【ミニ】600万通貨単位【通常】600万通貨単位【大口】取扱なし

[取引時間]

●月曜日

午前7時00分～翌6時50分（サマータイム：午前7時00分～翌5時50分）

●火曜日～金曜日

午前7時10分～翌6時50分（サマータイム：午前6時10分～翌5時50分）

※原則として、24時間365日*ご注文を受付けます。

*ログイン不可（システムメンテナンス）時間や、注文の種類によっては注文の受付時間に制限があります。

※サマータイムの適用期間は、原則として3月第2日曜日から11月第1日曜日までとなります。

※クリスマスおよび年末年始の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

[取引種類]

新規、決済、FIFO

※FIFOとは、新規/決済を区別せず発注する方法です。建玉がある場合には、決済注文、建玉がない場合には新規注文となります。決済注文となる場合は、古い建玉から順に決済を行い、決済可能数量を超えた注文数量については新規注文として扱われます。

[注文種類]

●ストリーミング注文

「買い気配」値（アスクレート：ASK）および「売り気配」値（ビッドレート：BID）を同時に表示し、「買い気配」値または「売り気配」値をクリックすることで取引を約

定させる注文方法です。なお、全建玉または複数建玉の一括決済注文においては、分割約定となり必ずしも約定レートが同一とならない場合があります。

※外国為替取引の性質上、スリッページ（お客さまの指定レートより不利なレート、または有利なレートで約定）や約定拒否が生じる可能性があります。

●通常注文

・成行注文（自動成立）

お客さまが取引レートを指定せずに、市場の実勢レートで売買を行う注文です。

最新の取引レートにて常に約定します。なお、全建玉または複数建玉の一括決済注文においては、分割約定となり必ずしも約定レートが同一とならない場合があります。

・指値注文

売買する取引レートを指定する注文です。買いの場合には現在の実勢レート（アスクレート：ASK）より低い取引レートを、売りの場合には実勢レート（ビッドレート：BID）より高い取引レートをお客さまに指定していただきます。

・逆指値注文

売買する取引レートを指定する注文です。指値注文と異なり、買いの場合には現在の実勢レート（アスクレート：ASK）より高い取引レートを、また、売りの場合には逆に実勢レート（ビッドレート：BID）より低い取引レートをお客さまに指定していただきます。

※外国為替取引の性質上、スリッページ（お客さまの指定レートより不利な取引レートで約定）が生じる可能性があります。

・ストップリミット注文

あらかじめストップ価格とリミット価格の 2 種類の価格を設定する注文です。ストップ価格が条件となり、その条件に実勢レートが到達するとリミット注文が有効になります。（ストップ価格以上になったら買いの指値注文、ストップ価格以下になった場合は売り指値注文が行われる予約注文です。）ストップ価格に実勢レートが到達していない場合は、リミット注文は有効化しません。

・トレール注文

発注した逆指値注文を発注後の相場変動によって、その価格を自動的に変動させていく注文です。

●IFD 注文（イフダン注文：IF Done order）

新規の注文を出すとともに、その注文が約定した場合に有効となる決済注文を同時に

出す注文です。なお、決済注文は、指値注文、逆指値注文、トレール注文、あるいはOCO注文から選ぶことができます。2つの注文の取引数量は同額となります。

●OCO注文（オーシーオー注文：One Cancels the Other order）

指値注文と逆指値注文の2つを同時に出すことができる注文です。一方が約定したときは、約定していない注文が自動的に取消されます。2つの注文の取引数量は同額となります。

[注文の有効期限]

●当日

注文を出した日の翌日午前6時50分（サマータイム：午前5時50分）まで有効です。

●無期限

お客さまが取消しをされるまで有効です。

●日付指定

お客さまが指定された日の翌日午前6時50分（サマータイム：午前5時50分）まで有効です。

[スワップポイント]

2ヶ国通貨間の金利差を調整するために、その差分に基づいて算出されるものです。

「高金利通貨買い・低金利通貨売り」の場合はスワップポイントの受取りとなり、逆に「高金利通貨売り・低金利通貨買い」の場合はスワップポイントをお支払いいただきます。

[証拠金]

じぶん銀行FXの取引にあたり、あらかじめ当社が定める証拠金額を現金で差入れています。ただし、証拠金額が法令に定める預託金額（以下「法定預託金額」という）に満たない場合には、法定預託金額以上の金銭を預託するものとします。

●注文必要証拠金

注文のために必要な証拠金の金額で、新規建玉の建値の5%です。

●建玉必要証拠金

取引維持のために必要な証拠金の金額で、建値の4%です。

※ただし、非対円取引の場合には最新のビッドレートで円転して、必要証拠金を算出します。両建ての場合には、同一通貨ペアの売建玉と買建玉のうち、数量の多い方の

建玉の証拠金の合計額とします。また、証拠金の受入は円貨のみであり、外貨の受入はできません。

●証拠金余力

新規建可能な金額

●評価証拠金額

・現金残高

じぶん銀行 FX 口座の現金残高

・受渡前損益

受渡しを迎えていない決済済み取引による損益（受取りとなるスワップポイントを含む）

・振替出金予定額

じぶん銀行 FX 口座から円普通預金口座へ振替予定の額

・振替入金予定額

円普通預金口座からじぶん銀行 FX 口座へ振替予定の額

・評価損益

未決済の建玉による為替損益

・未決済スワップ損益

未決済の建玉によるスワップポイント損益

[取引チャンネル]

パソコン（ブラウザ、PC アプリ）、スマートフォンアプリ（iOS、Android）

[取引報告等の交付]

取引報告書等の交付はすべて電子交付となります。

[自動ロスカットルール]

じぶん銀行 FX 口座の時価評価額が建玉必要証拠金の 100%を下回ると、自動ロスカットが発動し、全未約定注文が取消されかつ全建玉が強制的に決済されます。ロスカットの判定はリアルタイムで行われます。

※自動ロスカットルールはあくまでお客さまの損失の拡大を防ぐことを目的としてお

り、損失額を保証するものではありません。為替相場の状況次第では、お客さまからお預かりしている証拠金の金額以上の損失が発生する可能性があることをあらかじめご了承ください。※証拠金余力が、建玉必要証拠金に比して余裕がない場合、為替変動による僅かな時価評価額の動きによっては、即座に自動ロスカットが発動する可能性がありますので、ご注意ください。

[証拠金振替ルール]

証拠金の振替指示取扱時間は午前 7 時 20 分～翌 6 時 40 分（サマータイム：午前 6 時 20 分～翌 5 時 40 分）で、休日・祝日も振替指示が可能です。

証拠金振替後は、じぶん銀行 FX 取引画面上でご確認いただけます。

※毎週土曜午前 6 時 40 分（サマータイム：5 時 40 分）～12 時 10 分の間、また、毎月第 2 土曜日 20 時 55 分～翌午前 7 時 5 分は定期メンテナンスのため振替できません。

●円普通預金口座からじぶん銀行 FX 口座へ振替える場合

じぶん銀行 FX 取引画面にて、振替指示をしてください。

円普通預金口座からじぶん銀行 FX 口座へ振替を行うと、じぶん銀行 FX 取引画面上においてリアルタイムで現金残高へ反映されます。

●じぶん銀行 FX 口座から円普通預金口座へ振替える場合

じぶん銀行 FX 取引画面にて、振替指示をしてください。

振替可能金額の範囲内で振替可能です。なお、決済益および受取りとなったスワップポイントについては、2 営業日後に資金の受渡しが行われるまで円普通預金口座への振替はできませんので、ご注意ください。

じぶん銀行 FX 口座から円普通預金口座へ振替を行うと、じぶん銀行 FX 取引画面上においてリアルタイムで現金残高へ反映されます。

[税金について]

お客さまが行ったじぶん銀行 FX で発生した益金（決済建玉のスワップポイントを含む）は、雑所得として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は「復興特別所得税」を含め、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が適用されます。

また、じぶん銀行 FX における損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合には、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰越することができます。

なお、未決済建玉の評価損益（為替損益およびスワップポイント損益）は課税対象外となります。詳しくは最寄りの税務署へご相談ください。

3. 禁止・解除事項

- (1) お客さまが、関連法令・諸規則等、契約締結前交付書面、規約、取引ルールに定める事項に違反した場合やその他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客さまのじぶん銀行 FX のご利用を禁止する、またはじぶん銀行 FX 口座を解除します。
- (2) 上記の解除手続きのために、当社は任意でお客さまの注文取消を行うこと、また一時的にお客さまの取引を制限することができるものとします。

以上

一括決済について

一括決済注文は当社のカバー取引における流動性へ影響を与える可能性があることから、一度に当該注文の全数量について約定を行った場合にはスプレッドが拡大する恐れがあります。当社では上記に該当し、意図しないスプレッドの拡大を避けるため、お客さまが一括決済注文を利用し、結果として流動性に影響のある数量の決済を行う場合には、当社で決済注文の分割を行い、一度に全数の約定を行わず、複数回にわけて約定を行います。そのため、約定価格が異なる場合や一部失効する場合があります。

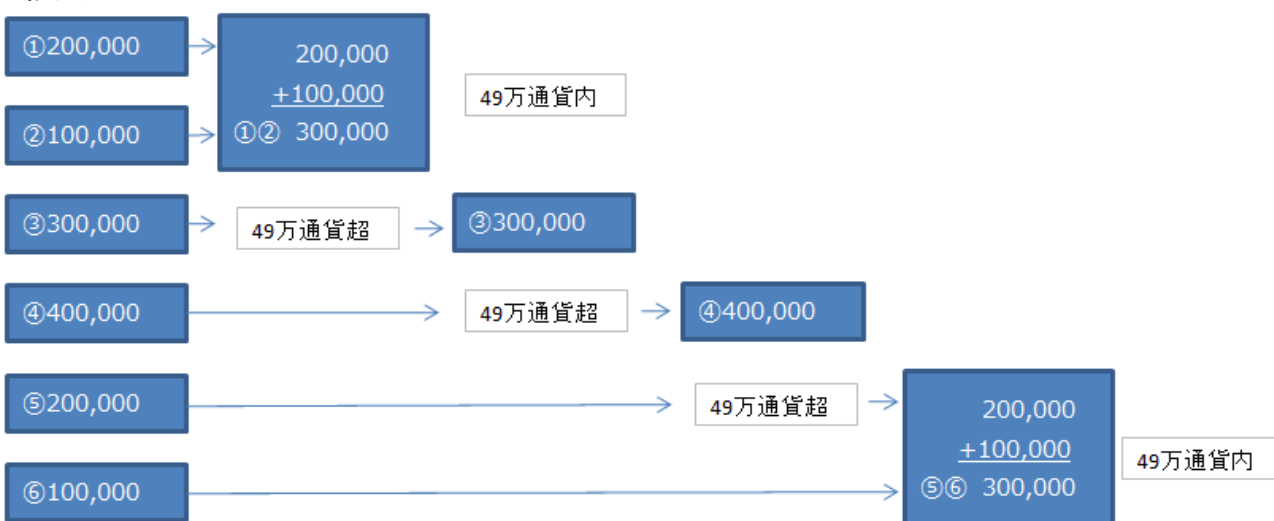
取引例

例 1. 同一通貨ペア【通常】の買建玉 20 万通貨、10 万通貨、30 万通貨、40 万通貨の一括決済注文



30 万通貨、30 万通貨、40 万通貨に分割して順番に決済

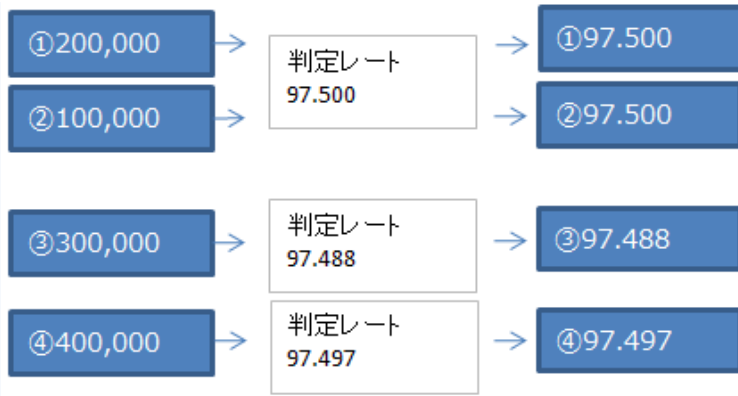
例 2. 同一通貨ペア【通常】の売建玉 20 万通貨、10 万通貨、30 万通貨、40 万通貨、20 万通貨、10 万通貨の一括決済注文



30 万通貨、30 万通貨、40 万通貨、30 万通貨に分割して 200 ミリ秒間隔にて順番に決済

●成行注文の一括決済の場合の約定例

例 1. 同一通貨ペア【通常】の買建玉が 20 万通貨、10 万通貨、30 万通貨、40 万通貨を成行で一括売決済した場合

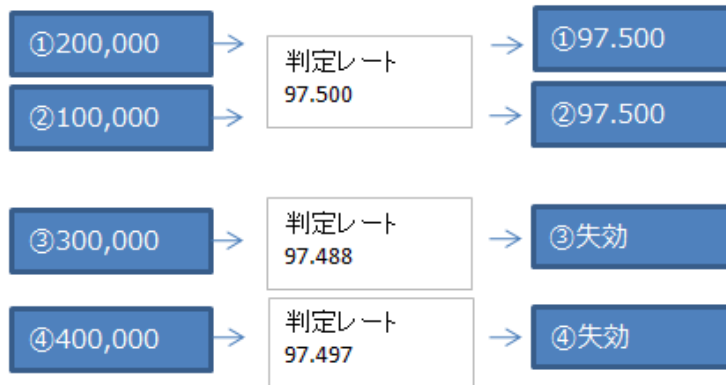


①②③④すべて各々の価格にて約定

●ストリーミング注文の一括決済の場合の約定例

例 1. 同一通貨ペア【通常】の買建玉が 20 万通貨、10 万通貨、30 万通貨、40 万通貨を一括売決済した場合

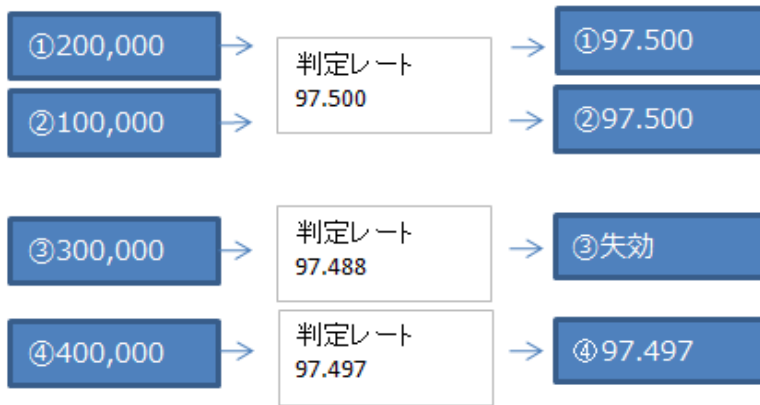
※スリッページ許容幅 0pips (③④は失効)



①②は各々の価格にて約定し、③④は失効

例 2. 同一通貨ペア【通常】の買建玉が 20 万通貨、10 万通貨、30 万通貨、40 万通貨を一括売決済した場合

※スリッページ許容幅 1pips (③は失効)



①②④は各々の価格にて約定し、③は失効

以上

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）の個人情報取扱について

情報の相互提供について

au じぶん銀行株式会社（以下、「当社」という）は、本申込みにかかるお客さまの以下（1）の情報について、（2）および（3）の条件の下、以下＜個人情報の利用目的＞の範囲内において、三菱 UFJ e スマート証券株式会社*と相互提供を行い、利用します。

*当社は、三菱 UFJ e スマート証券株式会社から店頭外国為替証拠金取引システムの提供を受けています。

＜情報の相互提供にあたっての条件＞

- （1）相互提供される情報の内容は、支店・口座番号、氏名、性別、住所、メールアドレス、店頭外国為替証拠金取引状況等とします。
- （2）情報の利用者は、当社および三菱 UFJ e スマート証券株式会社に限るものとし、法令等で定める場合を除いて、その他の第三者への情報提供は行われたいものとします。
- （3）本同意に基づく情報の取扱いに関し、お客さまが書面で停止の通知を行った場合、新たな情報の相互提供は行われたいものとします。

＜個人情報の利用目的＞

- ・三菱 UFJ e スマート証券株式会社が提供する店頭外国為替証拠金取引システムの利用を行うため
- ・お客さまに帳票類の交付を行うため
- ・お客さまとの取引に関する事務や内部管理業務を行うため
- ・お客さまの入出金等の資金決済業務を行うため
- ・お客さまからのお問い合わせ対応を適切かつ円滑に推進または履行するため

＜個人情報取扱方針（au じぶん銀行株式会社）＞

当社の個人情報のお取扱いについて、以下の個人情報取扱方針をご確認ください。

- ・個人情報取扱方針（au じぶん銀行株式会社）

<http://www.jibunbank.co.jp/pc/privacy/>

＜個人情報保護方針（三菱 UFJ e スマート証券株式会社）＞

三菱 UFJ e スマート証券株式会社の個人情報のお取扱いについて、以下の個人情報取扱方針をご確認ください。

- ・個人情報取扱方針（三菱 UFJ e スマート証券株式会社）

<http://kabu.com/company/policy/privacy.asp>

じぶん銀行 FX アプリ ご利用規約

第1条 総則

本規約は、au じぶん銀行株式会社（以下「当社」という）が提供するじぶん銀行 FX アプリ サービス（以下「本サービス」という）をご利用いただく際のお客さまと当社との全ての関係に適用されます。お客さまは本規約を理解し、同意したうえで本サービスを利用するものとします。

第2条 サービスの内容

本サービスは、お客さまのスマートフォンにダウンロードされた当社所定のアプリケーション（以下「本アプリ」という）を使用して以下をご利用いただけます。

- (1) 店頭外国為替証拠金取引（以下「じぶん銀行 FX 」という）
- (2) 投資情報
- (3) その他当社の定めるサービス

なお、本サービスを利用できるスマートフォンは、当社所定の機種に限られます。

第3条 規約への同意

本規約にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用ができません。

第4条 ご利用条件

お客さまは、本規約、当社が別途定めるじぶん銀行 FX 規約および取引ルール等にご同意いただいたうえで、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

1. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン（ただし、当社所定の機種に限るもの）とします。以下同じ。）において利用できる状態にしておくこと。
2. 第11条に定める本サービスの中止事由に該当していないこと。

第5条 本サービスのご利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定等で追加的に発生する通信料を含みます）。また、本アプリは、データ量が比較的多いため、ご利用環境によってダウンロードに数分を要する場合があります。
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。

第6条 サービスの変更等

当社は、本サービスの内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社のウェブサイトへ掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

第7条 情報提供元

本サービスは、FX ニュースに係る情報提供を株式会社フィスコより受けています。

第8条 アプリの権利帰属等

1. 本アプリの著作権その他の各知的財産権は各権利保有者に帰属します。お客さまは、本サービスの利用に限り、本アプリをご使用いただけます。当社から請求があった場合、お客さまは、速やかに本アプリを削除するものとします。また、当社は、お客さまによる本サービスによりお客さまのスマートフォンにダウンロードされた情報の転載・複製・転送・改変またはリバースエンジニアリング等を禁止します。
2. 前項の規定は、お客さまが当社に無断で本アプリをダウンロードした場合にも適用されるものとします。また、この場合、お客さまが当社に無断でダウンロードした本アプリに関連してお客さまに生じた損失および損害について、当社は一切の責任を負いません。

第9条 免責事項

1. 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能等）、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。
2. 前項のほか、次の各号の事由により、本サービスが利用できなかった場合に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由が生じた場合。
 - (2) 当社が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - (3) 当社以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

第10条 パスワード等の管理

お客さまは、スマートフォンが第三者の手に渡り、かつお客さま番号、ログインパスワードが知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識したうえで、お客さまの責任においてスマートフォンおよびお客さま番号、ログインパスワードを厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第 11 条 本サービスの中止または廃止

次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供は自動的に中止されます。

1. 理由のいかんを問わず、当社の円普通預金口座が解約された場合
2. 理由のいかんを問わず、じぶん銀行 FX 口座が解約された場合

また、本サービスは当社の事情により、いつでも中止または廃止できるものとします。その場合は、当社のウェブサイトへ掲載することにより告知します。

第 12 条 規約の準用

1. 本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、au じぶん銀行取引規約等当社の他の規約の定めを準用します。
2. 本規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当社所定の au じぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第 13 条 規約の変更

当社は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社のウェブサイトへ掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上

【2024 年 12 月 23 日現在】

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）の確認書

お客さま（以下「私」という）は、au じぶん銀行株式会社（以下「貴社」という）からじぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）（以下「本取引」という）に関する各種説明書を受領し、本取引の内容について十分理解し、私の判断と責任において本取引を行います。

私は、本取引のリスクに関する理解度を貴社に確認いただくとともに、口座開設にあたって、私の適合性を審査いただきます。従って、審査結果によっては、口座開設ができない場合があることを了承します。

私は、以下に記載されるリスクを十分に理解し、本取引を行います。また、本取引を行うにあたって、記載されたリスクがすべてのリスクであるとは限らないことを理解しています。

私は、本取引の内容に関する確認・相談や苦情、またトラブル等は、ADR機関（一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター）における苦情処理・紛争解決の枠組みが利用可能であることを理解しています。

【本取引にかかる主なリスク】

価格変動リスク

- ・ 為替相場は日々変動するため、相場状況により損失が発生する可能性があります。
- ・ 取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、相場状況によっては、差入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。
- ・ 価格変動、金利変動による損失を限定するため、自動ロスカットルールを設けていますが、相場の急激な変動により預託証拠金を超える損失が生じるおそれがあります。
- ・ 相場の急激な変動により、売値と買値の差（スプレッド）が広がる等、意図した取引ができない可能性があります。

コンバージョンリスク

- ・ クロスカレンシー取引（自国通貨を含まない通貨ペアの取引）においては、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスクがあります。

金利変動リスク

- ・ 取引を行っている2国間の通貨の金利が変動すること等により、保有する建玉のスワッ

ポイントの受取額が減少する可能性、支払額が増加する可能性があります。

- ・取引を行っている 2 国間の通貨の金利水準が逆転した場合等は、それまでスワップポイントを受取っていた建玉で支払いが発生する可能性があります。

信用リスク

- ・au じぶん銀行（以下「当社」という）はお客様の注文について、以下の会社とカバー取引を行っています。

＜カバー取引先＞ 三菱UFJ e スマート証券株式会社

- ・じぶん銀行FX（店頭外国為替証拠金取引）は当社とお客様の相対取引のため、当社やカバー取引先の信用状況の悪化によって、お客様が損害を被る可能性があります。
- ・当社はお客様から預託を受けた証拠金を顧客区分管理信託にて、以下の信託先において、当社の固有財産とは明確に区分して管理しています。

＜信託先＞ 三菱UFJ 信託銀行株式会社 日証金信託銀行株式会社

カバー取引先のリスク

- ・当社はお客様の注文について、以下の会社とカバー取引を行っています。当社はお客様の注文が約定すると同時に、マリー取引（同一通貨ペアの売りと買いを結びつけ為替変動リスクを相殺すること）を行わずに全ての注文をシステムによる自動発注にてカバー取引を行っています。じぶん銀行FXのカバー取引先は一社のみであるため、当社またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化等により、カバー取引が停止することがあります。この場合、カバー取引はお客様の約定と連動しているため、お客様は取引を行うことができなくなり、その間の相場変動によって、預託した証拠金を上回る損失を被るおそれがあります。また、万が一お客様の注文が約定したにもかかわらずカバー取引が行われなかった場合には、じぶん銀行FXでは他のカバー取引先が存在しないため、当社がお客様の取引により生じる損失をカバー取引と相殺できない結果、当社の損失が拡大し、当社の財務状況が悪化することにより、お客様の取引を継続できなくなるおそれがあります。

＜カバー取引先＞ 三菱UFJ e スマート証券株式会社

業務内容：金融商品取引業

監督を受ける当局：金融庁

流動性リスク

- ・当社の通常の取引時間帯であっても流動性の低い通貨の取引では、マーケット状況によって取引レートの提示が困難となる場合があります。また、通常流動性の高い通貨の取引でも、主要国の祝日や、ニューヨーククローズ間際、週初のオープン等、取引レート提示が困難になる場合もあります。
- ・取引レートの提示が困難となった場合には、お客さまの意図する取引ができなくなる可能性があります。

システムリスク

- ・当社またはお客さまの通信機器、通信回線、システム機器等に障害が発生した場合等には、取引の発注、執行が遅延または不可能になることがあり、不測の損失が発生する可能性があります。

税制、法律等の変更リスク

- ・将来、税制や法律等が変更され、実質的に不利益な影響を受ける可能性があります。

以上

個人番号（マイナンバー）のお届けにあたっての説明書面

マイナンバー制度の開始に伴い、じぶん銀行 FX のお取引を始めていただくには、個人番号（マイナンバー）をお届けいただく必要がございます。

規約の確認および書面の交付後、お客さまカードをご登録、重要事項の確認をしていただいた後、個人番号（マイナンバー）をご提出いただきます。個人番号（マイナンバー）のご提出は WEB 上のご提出用ページより確認用書類の画像をアップロードいただく方法となります。当社のご登録情報とご提出いただく確認用書類の記載内容が一致しているかをご確認のうえ、個人番号（マイナンバー）のお届けをお願いいたします。

個人番号（マイナンバー）収集にあたり、収集した個人番号（マイナンバー）の保管を大日本印刷株式会社に委託しております。

※個人番号関係事務を処理するために必要がある場合（au じぶん銀行では「じぶん銀行 FX」）に限って、お客さまに対して個人番号(マイナンバー)の提供を求めることができます。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」で限定的に明記された場合を除き、個人番号(マイナンバー)の収集・保管は禁止されております。

※個人番号(マイナンバー)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

※お客さまにご提供いただいた個人番号（マイナンバー）は、当社において預貯金口座付番に関する事務、および金融商品取引に関する法定書類作成事務を行う目的で利用いたします。

以上